

# JR東日本労働組合

## NAGANO

E-mail naga-30-naga@hotmail.co.jp



ホームページはこちら

2026年4月22日

No599

JR東日本労働組合

長野地方本部

発行者：岡村 和幸

**長野地本は長野支社に緊急申し入れを提出しました!**

**申第14号**

## **「人事・賃金制度の改正に伴う発令の取扱い」 に関する緊急申し入れ**

「人事・賃金制度の改正に伴う発令の具体的な取扱い」では「通知に要する時間は労働時間として取り扱う」ことが明記されています。しかし3月末、各職場で発令通知書が手交される中で、一部の乗務員職場において勤務時間外や乗務の合間に手交される不適切な事象が確認されています。

具体的には、①勤務終了後に別室で手交されたにもかかわらず、労働時間として扱う説明も認識もなかった。②乗務前の時間内に手交されたが、乗務員勤務に存在しない「手待ち時間」として扱われた。という事象です。

①について、勤務終了後の超過勤務は管理者の明確な指示に基づくことが原則であり、説明も認識もないままの取扱いは認められません。②についても、乗務員勤務は全ての時間が作業指示に基づいて配分されており、それ以外の業務が入り込む余地はありません。

労働時間、勤務制度の正しい運用は公正・公平の確保のみならず、安全・安定輸送の確立に不可欠な条件です。

したがって下記の通り申し入れますので誠意ある回答を要請します。

1. 人事・賃金制度の改正に伴う発令に対し、労働時間が適正に取り扱われているか実態を調査すること。
2. 手待ち時間の概念のない乗務員については、手交に要した時間を超過勤務として取り扱い、所定の賃金を支払うこと。

以上